

議長　日程第11「議案第15号行政不服審査会の事務の委託に関する協議について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長　議案第15号行政不服審査会の事務の委託に関する協議について。神奈川県へ行政不服審査会の事務を委託することに関し、別紙のとおり協議する。平成28年3月1日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由。地方自治法第252条の14第1項の規定により、行政不服審査会の事務を神奈川県へ委託することに関し、同県と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長　では、県に協議するという内容について、ちょっと概要を御説明申し上げます。本日冒頭で行政手続条例等の一部改正の中で、行政不服審査について御説明申し上げたかと思います。その中で、府内で協議すると…審査すると。それをさらに不服、不満等あった場合に、第三者機関に委ねなければ…諮問しなければいけないというところが義務づけられておるということも申し上げたかと思います。それで、本来であれば、市町村ごとにそういう審査会のようなものを、独自で構えなければいけないところなんですが、今回松田町ほか県内の町村全て、それと事務一部組合、県内の公益水道企業団、湯河原・真鶴町衛生組合、足柄東部清掃組合、西部清掃組合といった全ての団体がですね、県に委託しようということで話を進めてまいりました。といいますのは、独自で持つ場合の費用、それと実際こういうものが想定されるであろう件数等を考えたときに、それぞれ持つ場合、やはり相当な費用が、無駄な費用が出てしまうと。人件費とか、事務的なものです。

そういった中で、実際じやあどのくらい件数があるかとか、そういったところもある程度調べさせていただいた中で、これ、神奈川県が同じような審査、不服審査等が年間平均、この5年間ぐらいの平均を見ると、130件ぐらい。逆に町村が同様にそういう不服申し立てのようなものが、大体年間にすると10件程度ということです。これはうちの町で10件ということじゃなくて、先ほど申

しました県内の町村全部合わせても、一部組合等を含めても10件程度だという中で、大まかに1年間の費用、仮に算定したときに4,000万ぐらい。人件費、事務経費、その他調査費等を含めると4,000万ぐらいかかるんじやないかというような、今の件数ですね。それを1件当たりじやあどのくらいだろうというと、30万弱だろうということになると。これ、県に委託することで、その件数によって、例えば松田町が1件発生したら30万払いますよというくらいの話で済むんじやないかなと。これ、単独でもって4,000万かかるというわけじゃないんですけど、常時設置しておいて件数あるかないかで費用がかかる場合も出てきてしまうおそれもありますので、そういう県に委託したほうがよろしいんじゃないかなと。これが町村全体の中での考え方の中で、それがそろうことによってそういうことにもなろうかと思います。28年度予算においては、とりあえず1,000円というような予算の窓口を設けるというか、そういう形の中で処理させていただいているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、規約の案といいますか概要が出ております。これの中で第2条のところで、神奈川県の不服審査会条例等で、条例番号にまだ数字が入っておりません。これは本日私のはうでも議案のはうをお認めいただいたように、県もこの議会の中で、この辺上程されてまして、きのう現在まだこれはお認めいただけてないということ。ただ、今月中、3月中にはこれは通るであろうという、そのことをもとにこうということで規約を締結していくたいということの今回協議をするということのお願いをここで提案させていただいたところでございます。

雑駁な説明ではございますが、一応これはこの規約については4月1日から施行するというもので、今回お認めいただき、県のはうも条例等が整った上で早急に協議に入りたいと思っております。説明は以上でございます。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第15号行政不服審査会の事務の委託に関する協議についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。